(法第10条第1項関係)

特定非営利活動法人 K-Friends定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 K-Friends という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字古川1番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員及び地域住民に対し、スポーツ・文化活動の普及振興を図るとともに、スポーツ・文化活動を通じて、豊かな人間性と地域コミュニティーの充実を目指すとともに、継続的に事業を実施することにより、運動習慣等を身につけ、誰もが健康で生きがいを感じ、健康で活力ある町づくりと生涯スポーツの拡大と地域活性化を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を 行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①生涯スポーツ・文化振興事業
 - ②青少年健全育成事業

- ③各種研修会の開催事業
- ④スポーツイベントなどの開催及び施設管理に関する受託事業
- ⑤健康増進、保健、介護予防、福祉に係る業務に関する受託事業
- ⑥地域貢献事業
- ⑦クラブ会員関係事業
- ⑧広報事業
- (2) その他の事業
- ①物品の販売事業
- ②広告料等の募集事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その 利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という)上の社員とする。
 - (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、支援できる個人又は団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込み、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ ならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理 事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業 務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを 総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、 若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者 の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解 任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任 することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなけれ ばならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会及び理事会

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条に おいて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

集の請求があったとき。

- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集 の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

2 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会及び理事会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ 通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全 員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議 があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

- ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員又は理事は、第27条、第28条第2項、第30 条第1項第2号及び第41条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみな す。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
- 6 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2)総会にあっては正会員総数及び出席者数、理事会にあっては理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押 印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 財政調整基金
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第35条 前条に規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を 講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決 を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1)目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (7)会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

- 第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承 諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決を経て選定された者に譲渡す るものとする。

(合 併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事 務 局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員(臨時も含む)若干名を置くことができる。

第10章 雑 則

(細 則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長河野 敬三副理事長秋成ふみよ副理事長花房 勝一理事木原 毅同松田 貴志

同	中瀬	誉文
司	野神美枝子	
司	貞岡八重子	
同	廣瀬	芳枝
同	山口眞理子	
司	米田	佳子
司	中山	貴子
司	大久保尚勇	
司	日下	睦子
監事	坪井	泰博
同	小西	孝

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員年会費個人(20歳から)年額4,000円(2)一般会員年会費個人(16歳から)年額4,000円個人(小・中学生)年額2,000円(3) 賛助会員年会費個人1口3,000円以上

企業 1口 10,000円以上

附 則

この定款は、令和3年5月30日から施行する。